

職場の定期健康診断を実施した結果

異常の所見があると診断された労働者については
医師等から意見を聴くことが必要です(事業主義務)

労働安全衛生法第66条の4

- ▶ 意見の聴取は健康診断実施後3ヶ月以内に行う必要があります。
- ▶ 意見の聴取方法は、医師に健康診断個人票の「医師の意見欄」に記入していただくことにより行います。
- ▶ 意見を聴く医師は、労働者が50人以上の事業場は選任している産業医から、産業医の選任義務のない50人未満の小規模事業場においては労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師又は歯科医師から意見を聴くことが適当です。
- ▷ なお、50人未満の小規模事業場については、県内7ヶ所に設置されている「地域産業保健センター」(裏面参照)の意見聴取等のサービスを無料で利用することができます。

意見は！

健康の保持に必要な措置



次の2点について求めます。

1. 就業区分及び就業上の措置の内容

医師の意見区分(例)

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、退職等により、一定期間勤務させない措置を講じる。

2. 作業環境管理・作業管理について

健康診断の結果、作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置・整備、作業方法の改善、その他適切な措置について意見を求める。



